

【事務局説明資料】

大量保有報告書の提出者の 負担軽減を図るための方策

平成25年11月20日(水)

金融庁総務企画局

大量保有報告制度の見直し

【全体的な問題意識】

- 大量保有報告制度は、「株券等の保有状況」が、「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から、投資者にとって、重要な情報であることから、当該情報を投資者に提供することを目的として、平成2年に設けられた制度である。
- 一方で、制度導入以後の他制度における開示の充実や、個人のプライバシー保護に関する意識の高まり、EDINETの整備等の環境変化に必ずしも対処しきれていない部分もあるのではないか。
- また、現在の大量保有報告制度には、必ずしも遵守することが困難なものもあり、本来の制度趣旨に照らして、過大な事務負担が生じている、との指摘がなされている。
- これらを踏まえ、大量保有報告制度の提出者の負担軽減を図る方策として、以下の6点について、見直しを行うことが考えられないか。
 1. 大量保有報告制度における「自己株式」の取扱い
 2. 大量保有報告書の提出者等が「個人である場合の記載事項」
 3. 短期大量譲渡報告の「適用範囲・記載事項」
 4. 変更報告書の「同時提出義務」
 5. 大量保有報告書の発行体企業への「通知方法」
 6. 訂正報告書の「公衆縦覧期間」

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)(抄)

○ 大量保有報告制度の見直し

- 大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告制度の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。 (平成25年度検討・結論)

1. 大量保有報告制度における「自己株式」の取扱いの見直し①

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、
 - ・ 株券等の保有割合が5%超となった場合に、その日から、5営業日以内に「大量保有報告書」を
 - ・ その後、保有割合が1%以上増減するなど重要な変更があった場合に、当該変更があった日から、5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければならない、こととされている。
 - 大量保有報告制度の対象となる株券等（「対象有価証券」）には、「自己株式（自社が発行した株式で同社が保有する株式）」も含まれている。
 - 一方で、「自己株式」を取得する上場企業からは、現行制度においては、
 - ・ 5%超の自己株式を保有する都度、「大量保有報告書」や、その後の「変更報告書」の提出が必要とされているので、自己株式の取得や処分を伴う資本政策の円滑な実施に支障をきたしている、との指摘がなされている。
- ⇒ この点について、大量保有報告制度の趣旨に留意しつつ、「自己株式」を保有する上場企業の負担を軽減することが考えられないか。

(参考) 自己株式の保有に係る大量保有報告書・変更報告書の提出件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (1月～10月)
大量保有報告書 提出件数	1,766件	1,428件	1,501件	1,308件	1,363件
上記のうち 自己株式の保有に係るもの	226件	147件	152件	120件	80件
自己株式の保有に係るもの の占める割合	12.8%	10.3%	10.1%	9.1%	5.9%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (1月～10月)
変更報告書 提出件数	8,912件	7,032件	6,929件	7,289件	7,310件
上記のうち 自己株式の保有に係るもの	561件	541件	546件	556件	456件
自己株式の保有に係るもの の占める割合	6.3%	7.7%	7.9%	7.6%	6.2%

(注)平成21年1月から平成25年10月末までに提出された大量保有報告書・変更報告書(発行体自身が代表提出者であるものに限る)。

(出所)EDINET

1. 大量保有報告制度における「自己株式」の取扱いの見直し②

【検討】

- 前記のとおり、大量保有報告制度は、「株券等の保有状況」が、「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から、投資者にとって重要な情報であることから、当該情報を投資者に開示することを目的として設けられている制度である。
- 一方で、「自己株式」については、企業は議決権を有しないため、「経営に対する影響力」という観点からの有用性は、通常の株式に比べ限定的と考えられる。
- また、上場企業が行う「自己株式」の取得・保有・処分は、
 - ・ 自己株券買付状況報告書(金商法)
 - ・ 有価証券届出書、有価証券報告書(金商法)
 - ・ 適時開示(取引所規則)

等、他制度による情報開示の対象となっており、

「市場における需給」に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、これらの制度により、別途主要な情報が開示されることとなっている (次頁参照)。

(注) このうち、特に「自己株券買付状況報告書」については、制度導入当初(平成6年)は、「3ヶ月毎」の提出とされていたが、平成13年からは、「各月毎」の提出が義務付けられるとともに、「取得時期等」が記載事項として追加されるなど、開示の充実が図られてきている。

(参考) 自己株式に関する開示諸制度の比較



	取得		処分		保有	
	大量保有報告書	自己株券買付状況報告書	適時開示	有価証券届出書	有価証券報告書	四半期報告書
提出のタイミング	提出事由が生じてから5営業日以内	自己株式取得の決議があった月から取得期間が満了する月まで、各月ごとに各月の15日までに	【取得】 ①自己株式取得を行うことについて決定をした場合 ②個々の取得を行った場合 ③決定後の取得経過について、通常は1月ごとに 【処分】 自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合	募集を開始するまでに（発行価額が1億円未満のものを除く）	事業年度ごとに事業年度経過後3ヶ月以内	3ヶ月ごとにその3ヶ月が終了した後45日以内
記載内容						
保有目的	○	×	○	×	×	×
保有株券等の数	○	○	○	○	○	○
取得（処分）時期	○	○	○	○	△（取得期間）	×
取得（処分）価額	○	○	○	○	○	×
保有株券等の取得資金	○	×	×	×	×	×
共同保有者に関する事項	○	×	×	×	×	×

1. 大量保有報告制度における「自己株式」の取扱いの見直し③

○ なお、前記の他制度で網羅されていない下記の事項に関する情報については、以下のように考えられるのではないか。

(1) 保有株券等の「取得資金」

・ 保有株券等の「取得資金」に関する事項を開示させる趣旨は、

① 保有者の財政状況

② 保有者の背後で「経営に対する影響力」を行使しようとする者

を把握するため。

— ①に関しては、適時開示や有価証券報告書により把握可能であり、

— ②に関しては、前記のとおり、自己株式では「経営に対する影響力」を行使し得ないことから、
(自己株式に関しては)当該情報を開示させる意義は低い、と考えられるのではないか。

(2) 「共同保有者」

・ 「共同保有者」に関する事項を開示させる趣旨は、「提出者と共同で株式保有する者の存在」及び「その者の保有割合」等を明らかにし、これらの者による「経営に対する影響力」の程度を把握するため。

— 前記のとおり、自己株式では「経営に対する影響力」を行使し得ないことから、

(自己株式に関しては)当該情報を開示させる意義は低い、と考えられるのではないか。

⇒ 以上を勘案すれば、「自己株式」については、大量保有報告書制度の「対象有価証券」から除外することが考えられるのではないか。

2. 大量保有報告書の提出者等が「個人である場合の記載事項」の見直し①

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、大量保有報告書の提出者や共同保有者が個人である場合には、その「氏名」・「住所(番地まで)」・「生年月日」等を当該報告書に記載しなければならない、こととされている。
- この点について、
 - ・ 大量保有報告書に、詳細な個人情報(「住所(番地まで)」・「生年月日」)の記載を求め、これを公衆縦覧に供することは、個人のプライバシー保護やセキュリティ上の観点から問題があるのではないか、
との指摘がなされている。

(参考) 大量保有報告書の記載事項

- ・ 提出者に関する事項
(氏名・名称、住所・本店所在地、生年月日、保有目的、保有割合、最近60日間の取得・処分の状況、保有株券等に関する重要な契約、取得資金 等)
- ・ 共同保有者に関する事項
(氏名・名称、住所・本店所在地、生年月日、保有目的、保有割合 等)

2. 大量保有報告書の提出者等が「個人である場合の記載事項」の見直し②

【検討】

- 大量保有報告書は、数多くの主体から様々な銘柄について提出がなされるものであるため、その「提出者等」については、他の「提出者等」と混同することなく同一人と判別できることが不可欠である一方で、個人である「提出者等」を「特定」できなければならない、とまでは言えないことに鑑みれば、
 - ・ プライバシー保護やセキュリティ上の問題を犠牲にしてまで、詳細な個人情報を公衆縦覧に供する必要性は乏しいのではないか。

⇒ 大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項については、

- ・ 「住所」については、番地の記載を公衆縦覧の対象から除外
- ・ 「生年月日」についても、公衆縦覧の対象から除外

することが考えられるのではないか。

(注) 仮に、公衆縦覧の対象から、「住所」における番地の記載を除外した場合、可能性としては、同一市区町村における同姓同名の者がそれぞれ大量保有報告書(及びその後の変更・訂正報告書)を提出することも想定し得るが、当該報告書には提出者それぞれに付与される「EDINETコード」が記載されること等から、一般投資者にとっても、同一人物であるか否かの判別は容易。

- 一方で、提出書類の不備や虚偽記載があった場合などにおいては、当局としては、訂正報告書の提出命令等によるエンフォースメントを行うため、当該命令等の対象者を確定し得るだけの情報を把握する必要がある。

⇒ このため、

- ・ 提出者等の「住所(番地まで)」・「生年月日」の記載については、公衆縦覧の対象からは除外するとしても、当局に対しては、非公衆縦覧書類として、提出を求める

ことが必要と考えられるのではないか。

3. 短期大量譲渡報告の「適用範囲・記載事項」の見直し①

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、大量保有報告書を提出した後、保有割合が1%以上増減した場合には、5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければならない、こととされている。
- このうち、保有割合が減少したことにより「変更報告書」を提出する者については、「短期間に大量の株券等を譲渡したもの」として定められた「一定の基準」（「短期大量譲渡」）に該当する場合には、最近60日間の「全ての譲渡」について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならない、こととされている（「短期大量譲渡報告」）。
 - (※) 通常の「変更報告書」の場合には、譲渡の相手方に関わらず、日付ごとに取引の平均単価及び譲渡数量等をまとめて記載すれば良いこととされているが、「短期大量譲渡報告」の場合には、当該記載に代えて、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとに取引の平均単価及び譲渡数量等の記載が必要となる。
- 「短期大量譲渡報告」の趣旨は、平成2年の制度導入時、経営陣等によるいわゆる「肩代わり」が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることを目的として、一定の場合には、当該譲渡の「相手方及び対価に関する事項」の開示を求めることとしたもの。
- この点について、
 - ・ 「短期大量譲渡」に該当するかどうかの判断基準は、あくまでも保有割合の変動のみに着目したものであるため、現実には譲渡を行っていないにも関わらず、保有割合が減少した場合^(注)であっても、形式的に当該基準に該当すれば、提出義務が生じてしまう、
 - (注) 例えば、大規模な第三者割当増資により、自己の保有株式数に変動が無いにも関わらず、結果的に自己の保有割合が減少するような場合。
 - ・ 僅少な株券等を譲渡したに過ぎない場合であっても、その「相手方及び対価に関する事項」に至るまで、「全ての情報」を開示させることは負担が過大である、
との指摘がなされている。

(参考) 短期大量譲渡報告の具体的内容

- 株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、下記の基準を満たす場合、短期間に大量の株券等を譲渡（「短期大量譲渡」）したものとして、変更報告書に、最近60日間の譲渡についてその「相手方及び対価に関する事項」を記載しなければならない。

＜「短期大量譲渡」の基準＞

- ① 最近60日間の大量保有報告書・変更報告書に記載された保有割合の最高値の2分の1未満となる場合であって、かつ、
- ② 当該最高値からの減少割合が5%超である場合

[参考：具体的な記載様式]

第二号様式（抄）

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価

(記載上の注意) (抄)

- f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。
ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。

3. 短期大量譲渡報告の「適用範囲・記載事項」の見直し②

【検討】

- 前記のとおり、「短期大量譲渡報告」の趣旨は、いわゆる「肩代わり」が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにある。
 - 「肩代わり」の実行は買占めの完了を意味し、株価等に大きな変動が生じる可能性がある。こうした状況を知り得ない一般の投資者は、不利な立場におかれることとなるため、「肩代わり」の有無を一般の投資者に分かるような形で開示させる必要がある、との趣旨。
- (注) なお、上記の制度導入後、こうした「肩代わり」は、最高裁判決により、会社法上禁止されている「株主の権利の行使に関する利益の供与」(会社法第120条(刑事罰の対象))に該当することとされた(最判平18.4.10)。このため、現在では、こうした行為は会社法上、違法であることが明確となっており、同法による抑止効果も働いている。
- このような趣旨に鑑みれば、
 - 大規模な第三者割当増資により、結果的に当該第三者以外の者の保有割合が減少したような場合など、「譲渡と関わりなく」保有割合が減少したような場合には、そもそも「肩代わり」が発生し得ないことから、こうした場合にまで、「短期大量譲渡報告書」の提出を求める必要はないのではないか。
 - また、「僅少な株券等の譲渡先」に係る「相手方及び対価に関する事項」については、(大口の譲渡先の情報とは異なり、)株価等への影響を判断する上で^(注)、必ずしも必要な情報とまでは言えないのではないか。

(注) 保有割合がどの程度減少したかは、変更報告書の記載から把握可能。

3. 短期大量譲渡報告の「適用範囲・記載事項」の見直し③

⇒ 以上を勘案すれば、「短期大量譲渡報告」において、

- 短期大量譲渡の基準となる株券等の保有割合の減少を、「譲渡により生じた場合」に限定する、
- 「僅少な株券等の譲渡先」の開示については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の「変更報告書」の場合と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとめて記載すれば足りることとする（「相手方」の記載は不要）、

ことが考えられるのではないか。

- 一 なお、上記「僅少な株券等の譲渡先」を判断するための基準については、規制の実効性の確保と提出義務者の負担とのバランスの問題であり、明確な決め手はないが、
- 大量保有報告制度では、「1%未満」の水準を、変更報告書の提出の必要性が乏しい株券等の保有割合の変動基準として用いていること（下記参照）、
- を踏まえれば、例えば、「1%未満」を基準とすることが考えられるのではないか。

（注） なお、仮に、規制の潜脱を目的として虚偽記載を行えば、刑事罰・課徴金の対象となる。

（参考） 大量保有報告制度において、「1%未満」の基準が用いられている具体例

- ① 「1%未満」の保有割合の増減は変更報告書の提出事由に該当しない。
- ② 保有割合が「1%未満」の者が新たに共同保有者となったことや、保有割合が「1%未満」であった者が新たに共同保有者でなくなったことは、変更報告書の提出事由に該当しない。
- ③ 「1%未満」の株式を担保に供する契約を締結したことは、変更報告書の提出事由に該当しない。

4. 変更報告書の「同時提出義務」の見直し①

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、「大量保有報告書」や「変更報告書」は、提出事由が生じた日から、「5営業日以内」に提出しなければならない、こととされている。
- さらに、「変更報告書」の提出日の前日までに、「新たな提出事由」が生じた場合には、当該「新たな提出事由に係る変更報告書」は、「当初の提出事由に係る大量保有報告書や変更報告書」と「同時」に提出しなければならない、とされている（「同時提出義務」）（次頁参照）。

（趣旨）大量保有報告書・変更報告書の提出事由が生じた日以降、当該報告書の提出日までの間に、新たに生じた提出事由を早期に開示させることにより、
「当初の提出事由を基礎とした情報」と「（提出時点における）実際の保有状況に関する情報」との齟齬を可能な限り生じさせないことを目的とするもの。

- 当該「同時提出義務」を踏まえ、株券等の大量保有者は、提出日の前日に、共同保有者の分を含め、株券等の保有状況を確認^{（注）}した上で、変更報告書の提出を行う必要。

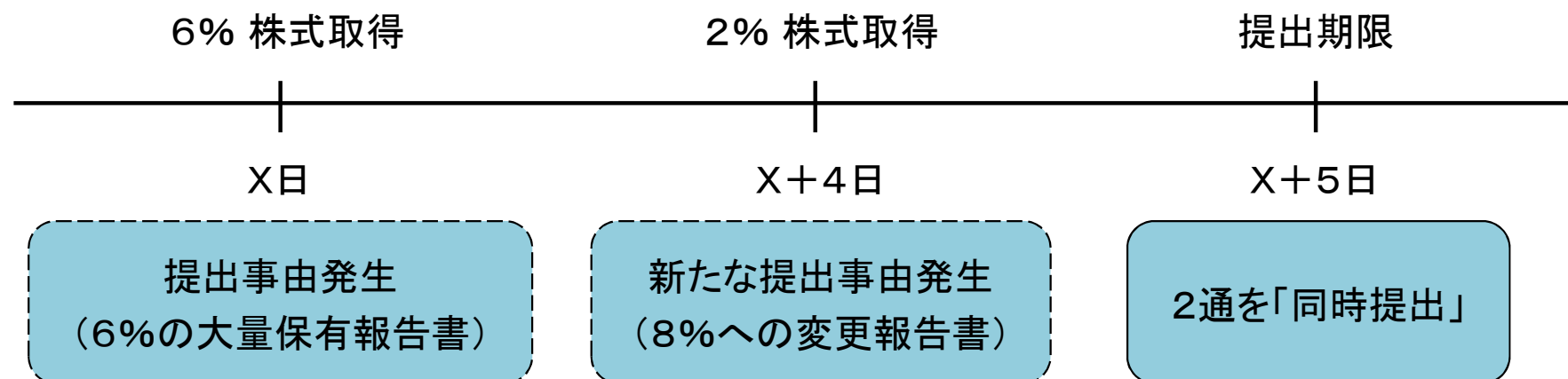
（注）大量保有報告制度においては、株券等の保有者は、その保有割合の算出において、以下に該当する者（「共同保有者」）がいる場合、当該「共同保有者」の保有割合も合算しなければならない、こととされている。

- ① 保有者との間で、共同して株券等を取得し、又は譲渡することを合意している者
- ② 保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者
- ③ 保有者との間で、一定の資本関係、親族関係その他特別の関係がある者

⇒ 子会社（時差が存在する海外子会社を含む）等を多く抱える投資者の場合、保有状況の確認に時間を要するため、実務上の対応が事実上できない場合がある。

(参考) 「同時提出」が必要となる場合の具体例

- X日に6%の株式を取得した者は、X+5日に保有割合が「6%になった旨」の大量保有報告書の提出が必要。
- 当該大量保有報告書提出日の前日（X+4日）までに、さらに2%の株式を取得した場合には、当該大量保有報告書提出日（X+5日）までに、
 - (i) 保有割合が6%になった旨の大量保有報告書
 - (ii) 保有割合が8%になった旨の変更報告書を「同時に」提出しなければならない。



4. 変更報告書の「同時提出義務」の見直し②

【検討】

- 「当初の提出事由を基礎とした情報」と「(提出時点における)実際の保有状況に関する情報」との齟齬を可能な限り生じさせない、という本規定の趣旨自体は、現在でも尊重すべき。
- 一方で、現在、「同時提出義務」については、前記のとおり、実際には遵守できない事例も存在することから、提出された報告書の内容が、「同時提出義務」を踏まえた直近の情報なのか、それとも5日前の古い情報なのかがはっきりせず、かえって、投資者に誤解を生じさせかねない状況となっている。

(注) 「同時提出義務」違反には罰則が課されていない。

⇒ こうした点に鑑みれば、

- 現実に遵守できない事例が散見され、かえって投資者を混乱させるおそれもある「同時提出義務」を廃止する

ことが考えられるのではないか。

(注) その結果、投資者には、「提出された報告書は5営業日前の時点の情報を記載したものであり、その後に変更が生じている可能性もある」ことが明確化されることとなる。

5. 大量保有報告書の発行体企業への「通知方法」の見直し

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、「大量保有報告書」や「変更報告書」を提出した者は、遅滞なく、これらの書類の写しを「発行体企業」に対して送付しなければならない、こととされている。
- この点について、
 - ・ 「大量保有報告書」等に記載される情報は、EDINETによる開示を通じ、タイムリーに開示されているにも関わらず、報告書の提出者に対して、報告書とは別に、その写しを「発行体企業」に送付するよう義務付けることは、負担が過大である、との指摘がなされている。

【検討】

- 大量保有報告制度の導入当時(平成2年)と異なり、インターネットが普及しEDINETも整備された今日においては、「発行体企業」が「大量保有報告書」等に容易にアクセスし得る環境が整備されている状況にある。

⇒ こうした点に鑑みれば、

- ・ 「発行体企業」に対する「大量保有報告書」等の写しの送付義務を不要(EDINETへの掲載をもって代替)とする

ことが考えられるのではないか。

(注) 「大量保有報告書」等の写しは、「『取引所』」に対しても送付しなければならない」とされているが、「取引所」に対する送付については、現在既に「EDINETへの掲載をもって代替する」とされている。

6. 訂正報告書の「公衆縦覧期間」の見直し

【問題意識】

- 大量保有報告制度においては、
 - ・ 「大量保有報告書」や「変更報告書」は、当局がこれを受理した日から「5年間」の公衆縦覧に供しなければならない、
 - ・ これらの「訂正報告書」についても、当局がこれを受理した日から「5年間」の公衆縦覧に供しなければならない、こととされている。
- このため、訂正の基礎である「大量保有報告書」や「変更報告書」の公衆縦覧期間が満了した後も、一定期間は、「訂正報告書」のみが公衆縦覧に供されている状況にある。

【検討】

- 「訂正報告書」は、あくまでも「大量保有報告書」や「変更報告書」の内容を訂正するものであるため、訂正の基礎である、これらの書類の公衆縦覧期間が満了した後まで、「訂正報告書」のみを開示させる意義は乏しい、と考えられるのではないか。

(注) 金商法上、提出が求められる他の開示書類については、いずれも訂正書類と訂正の基礎である開示書類の公衆縦覧期間の末日が同一とされている。

- ⇒ こうした点に鑑みれば、
- ・ 「訂正報告書」の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である「大量保有報告書」や「変更報告書」の公衆縦覧期間の末日と同一にする
- ことが考えられるのではないか。